第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画（案）意見に係るパブリッ

クコメント実施結果について

１ 意見の募集期間　令和６年12月20日（金）～令和７年１月20日（月）

２ 意見の提出者数（件数） １名（６件）

３ 意見等及び市の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見等の概要 | 意見に対する市の考え方 |
| １ | 支援事業の第三期と第二期の大きな変更点はどこに有り、その理由は何か。 | 計画の大きな変更点はありませんが，市民へのアンケート結果や指宿市の現状等を踏まえ，内容の変更を行っております。  「第３章　計画の基本的な考え方　２ 基本目標」の「◆新たに実施する主な取組」（56～58ページ）に，国の制度により事業実施が必要となった事業，また，市民の声や指宿市の現状から事業実施を決定した事業等を記載しております。 |
| ２ | 「③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進」とあるが，「子ども基本法」などの規定も踏まえた、スマホやSNSに対する利用の有効性や悪影響、規制の考え方等についての認識を本計画においても示しておく必要はないか。（85ページ） | 学校教育においてスマートフォンやＳＮＳを利用することはありませんが，全国でスマートフォンやＳＮＳを介した犯罪被害，トラブルが増えていることから，学校においてはフィルタリングの設定について，子供の成長にあわせたルールづくり（子ども基本法の視点）をＰＴＡ等で保護者にお願いしているため，学校教育課に関する部分については，現行の内容のままにしたいと考えます。 |
| ３ | 「② 政策・方針決定過程への女性の参画機会の拡大」とあるが，本計画（案）の策定に関与した「指宿市子ども・子育て会議委員」への「女性」の参画は現状で十分と考えているか。（88ページ） | 「指宿市子ども・子育て会議委員」については，女性の委員は17名の委員中６名ではございましたが，様々な立場から十分にご意見をいただいております。 |
| ４ | 本計画（案）の策定において、どのように「子ども」の意見、考え方を汲み取り、どのように本計画（案）に反映されているのか。（88ページ） | 本計画（案）では，計画策定のための子どもの意見の聴取は行いませんでしたが，各事業の担当部署が事業実施の際に把握した子どもの意見や考え方等については，本計画（案）策定のための参考としております。 |
| ５ | 「１ 計画の推進に向けた連携」とあり，高齢者の割合は高くなってきているが，高齢者との連携について、本計画（案）ではその点についてどのように考えているか。（117ページ） | 本計画（案）では，高齢者のみの限定的な連携ではなく，高齢者も含めた地域との連携が必要であると考えております。実施事業には，地域の方々のご協力をいただいているものが複数あり，その中には高齢者の方も多数参加していただいていることから，「高齢者との連携」も果たされていると考えております。 |
| ６ | 「２計画の達成状況の点検及び評価」とあるが，誰が、あるいは、どういう組織が点検、評価するのか。  本計画（案）では第２章に「第２期計画の評価」とあり、表面化しにくい事項については困難が伴うと思うが、それらも踏まえた点検、評価における視点及びその実施主体の概要だけでも示しておく必要はないか。（117ページ） | ご意見も踏まえ，「第６章　計画の推進に向けて」の「２　計画の達成状況の点検及び評価」（117ページ）について，「本計画に基づく施策を着実に展開するため，【各事業の担当部署が主体となり関係部署及び関係機関等の意見や実績等の実態を基に】計画の進捗状況の検証・評価を行い，・・・」とさせていただきます。 |

【問い合わせ先】

指宿市役所　地域福祉課こども保育係

TEL 0993-22-2111（内線272）

080-7363-9548

080-7363-9538